

事務所だより

第52号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所

京都市伏見区

労災保険の給付いろいろ

第4回

Ⅱ 傷病（補償）年金とは Ⅱ

今月は、労働者災害補償保険法（以下、労災保険法と記載します）に基づく保険給付のうち、傷病（補償）年金について紹介します

長引く休業と給付

労働者は、業務または通勤が原因のケガや病気で療養するために働くことができないために賃金を受けられない場合に、「休業補償給付」（業務災害）または「休業給付」（通勤災害）を受けて療養します。

ところが、療養を開始してから一年六か月を経過した日、またはその日以後においても、ケ

ガや病気が治らないことがあります。

このような場合、障害の程度が労災保険法施行規則に定められた傷病等級表（別表1参照）の傷病等級に該当していること、休業（補償）給付に代わり「傷病補償年金」（業務災害）または「傷病年金」（通勤災害）が給付されることとなります。

なお、療養開始後一年六か月を経過しても、その障害の程度が傷病等級に該当しない場合には、傷病補償年金または傷病年金は支給されません。この場合には、休業補償給付又は休業給付が引き続き支給されることとなります。療養補償給付または療養給付もあわせて支給されます。

給付額と給付方法

傷病補償年金又は傷病年金の給付額は、傷病補償年金、傷病年金ともに、給付基礎日額（※1）や算定基礎日額（※2）を傷病の等級に応じた日数分で乗じた金額となります。

また、給付方法は、給付日数分を毎年二月、四月、六月、八月、十月、十二月の6回に分けて支給することになっています。

請求できない給付

傷病補償年金、傷病年金は、前述のとおりどちらも自分で請求するのではなく、所轄の労働基準監督署長が職権で決定します。

その決定を受けるためには、療養開始後一年六か月を経過しても「傷病が治っていない（治癒していない）」ことを記入した届を所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。

なお、「傷病が治っていない（治癒していない）」とは、投薬や理学療法などの治療によって効果が期待できる（症状固定していない）状態をいいます。傷病が治り（治癒）し、障害が残らなかったとき

に、給付が終了します。

（※1）原則として、労働基準法第十二条の平均賃金に相当する額です。この平均賃金の算定方法は、別の回で解説いたします。

（※2）原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因で

ある事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日以前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与（賞与）の総額を三六五で割った額です。この算定方法は、別の回で解説いたします。

	給付の内容	障害の状態
第一級	当該障害の状態が継続している期間1年につき給付基礎日額の313日分	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 3. 両眼が失明しているもの 4. そしゃく及び言語の機能を廃しているもの 5. 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 6. 両上肢の用を全廃しているもの 7. 両下肢を膝関節以上で失ったもの 8. 両下肢の用を全廃しているもの 9. 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第二級	同277日分	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3. 両眼の視力が0.02以下になっているもの 4. 両上肢を肘関節以上で失ったもの 5. 両下肢を足関節以上で失ったもの 6. 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第三級	同245日分	1. 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 2. 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 3. 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの 4. そしゃく又は言語の機能を廃しているもの 5. 両手の手指の全部を失ったもの 6. 第1号及び第2号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもののその他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの

Q

私は、現在五十八歳です。配偶者は何度か転職しましたが、会社で厚生年金保険に加入しており、私は国民年金第三号期間となっていました。

ところが、最近になって日本年金機構から、私の国民年金第三号期間に誤りがあるとの書類が届きました。どうすればいいですか。

国民年金第三号期間の訂正

A

今回届いた書類は、国民年金の届け出をしていなかった期間について、遡って届け出をするように勧奨した内容と思われます。「記録を整備し、本来の年金額にします。」というのが、今回の勧奨通知の趣旨です。

国民年金第三号被保険者となるには、配偶者が厚生年金保険の被保険者や共済組合の加入員となったときに、配偶者が六十五歳未満で、被扶養配偶者が六〇歳未満のときに届出が必要です。この届出は、被扶養配偶者が配偶者の勤務先を通じて提出します。現在の届出用紙は、健康保険・厚生年金保険・第三号（種別変更）届を一つにまとめた様式になっていますので、第3号への届出漏れがほとんどありません。

しかし、配偶者が厚生年金保険の被保険者や共済組合の加入員でなくなったときには、勤務先で被扶養配偶者が国民年金第三号被保険者を外れたことの届け出ができませんので、自分で届け出を行なうことになります。

この届け出も、国民年金第三号被保険者となるときと同様に、配偶者の勤務先で行なわれていると思い、外れたことを届け出ないケースが少なくありませんでした。その結果、被扶養配偶者がいつまでも国民年金第三号被保険者のままになっている状態で記録が保管されてしまったのです。

過去は、届出のチェック機能が働いていないために発生したと考えられます。現在はコンピュータで管理していますので、このような状態が相当少なくなりました。

なお、今回ご質問の書類は、返信しなくても職権で第一号被保険者として記録訂正が行なわれます。この場合、後日に保険料納付勧奨が届くことがあります。

編集後記

8月30日から気象庁が「特別警報」の運用を開始しました。「警報」の発表基準をはるかに超える“数10年に一度の大災害”が起これば予想される場合に発表して最大限の警戒を呼びかけるものとのことです。今後「特別警報」が発令されないことを願いつつ、9月1日の防災の日を含む一週間を過ごしたいと思います。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-26-203
TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL <http://k-fujita-sr.com>

九月の労務手続
「提出先・納付先」

一〇日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）
○「公共職業安定所」
○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）
「労働基準監督署」

三〇日

○健保・厚生保険料の納付「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出「公共職業安定所」